第４２９回埼玉県内水面漁場管理委員会

議　　事　　録

開催場所	秩父農林振興センター	担当書記	冨澤　輝樹
会議日数	自　令和８年５月２８日（木） １日間 至　令和８年５月２８日（木）		
出席者数	委員定数１３名中１１名出席者		

出席委員	佐野　元彦	大久保かおり	千野　力	田島　政利
	池沢　譲	白石　健一	吉田　俊彦	鈴木　享子
	牧　千瑞	飯野　哲也	岡本　知恵子	
欠席委員	大久保　香里	石川　知子		

県出席者	農林部副部長	松澤　純一	生産振興課長	野村　悠花
	副　課　長	西川　美穂	主　　任	来間　明子
	主　　任	南　俊伍	主　　任	冨澤　輝樹
	水産研究所長	小川　和泰	担当部長	山口　光太郎
事務局	生産振興課長	野村　悠花	副　課　長	西川　美穂

署名委員

会　長……

委　員……

委　員……

会議に付した議案並びに審議結果

審　議

議案番号	件　　名	結　果
1	令和８年度目標増殖量について	承認
2	埼玉西部漁業協同組合の遊漁規則の変更について	承認
3	東京都内共第11号の遊漁規則の変更について	承認
4	生きたままのコイの持ち出し及びコイの持込みの承認申請について	承認

協　議

議案番号	件　　名	結　果
1	遊漁規則の変更について（事前協議）	―
	（ア）北部漁業協同組合の遊漁規則の変更について	―
	（イ）児玉郡市漁業協同組合の遊漁規則の変更について	―
2	外来魚再放流禁止の委員会指示に関連する意見交換	―

報　告

報告番号	件　　名	結　果
1	令和８年度水産関係の施策について	―

発　言　者	発　　言　　内　　容
司　　会	第 429 回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 本日は、13 名中 11 名の出席となっております。総数 13 名の過半数を満たすことから、委員会事務規程第 6 条の規定により、本委員会は成立致します。開会に当たりまして、佐野会長から御挨拶をお願いします。
会　　長	第 429 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 公務御多忙の中、農林部の松澤副部長にも御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。 秩父市内の荒川では、4 月 25 日に日本一早いアユ釣りの解禁が行われ、多くの釣り人が集まったようです。 6 月 1 日からは、多くの川でアユ釣りが解禁され、本格的なアユ釣りシーズンが始まります。釣り人だけではなく、多くの方が川を訪れ、水辺を楽しんでいただきたいと思います。 本日の委員会では、審議事項 4 件、協議事項 2 件、報告事項 1 件を予定しています。委員の皆様には慎重かつ闊達な審議をお願いいたします。 最後になりますが、御参会の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。
司　　会	どうもありがとうございました。続きまして、農林部副部長の松澤より御挨拶を申し上げます。
副　部　長	農林部副部長の松澤でございます。第 429 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 佐野会長を始め、委員の皆様方におかれましては、常日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。 昨年度、複数回にわたって御検討いただいた埼玉県水産業振興計画につきましては、3 月に法定協議が無事終了し、年度内に策定できました。本県ホームページに掲載しております。皆様の御協力に改めてお礼申し上げます。 本日の委員会では、審議事項として、令和 8 年度目標増殖量、遊漁規則の変更 2 件、コイの持ち出し及び持込みについて御審議をいただきます。 また、協議事項として、遊漁規則の変更 2 件と外来魚再放流禁止の委員

	会指示に関連する意見交換について御協議をいただきますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。 最後になりますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。
司　　会	ありがとうございました。では早速ですが議事に入らせていただきます。慣例によりまして、佐野会長に議長をお願いします。
議　　長	それではこれより会議を開始します。 本日は会議の傍聴人が５名いらっしゃいます。委員会事務規定第６条第３項に委員会の会議は公開とすると定めておりますので、委員の皆様には御了承をお願いします。なお、傍聴人の皆様におかれましては、委員会を傍聴するにあたり、事務局の指示に従ってくださいますよう宜しくお願いいたします。初めに議事録の署名人を指名させていただきます。委員会事務規程第 11 条で会長が指名することになっております。白石委員と岡本委員にお願いします。書記については事務局にお願いします。 本日は次第にございますとおり、審議事項４件、協議事項２件、報告事項１件あります。慎重かつ円滑に議事が進行しますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開されますので御了承願います。 次第に基づきまして進めさせていただきます。それでは審議事項第 1 号議案の**「令和８年度目標増殖量について」**、まず事務局から御説明をお願いします。
事　務　局	第１号議案について御説明いたします。 内水面は、海に比べて資源が限られ増殖をしなければ資源が枯渇する恐れがあるため、漁業法第 168 条で「当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」、つまり、漁業権の免許を受けた者は必ず増殖しなければならないという増殖義務が課せられています。このため、漁業権魚種の増殖が円滑に行われるように、増殖方法・増殖規模を示した増殖指針を作成しています。 令和８年度の目標増殖量（案）ですが、その前に、増殖指針について説明させていただきます。 「第五種共同漁業権に係る増殖指針」を御覧ください。現行の免許切替にあたり策定した増殖指針では、「３　目標増殖量」にあるとおり、「内水

	面漁場管理委員会は、別表の増殖量及び漁場環境の変化並びに漁業の情勢を加味し、毎年度、目標増殖量を示すものとする」こととなっているため、今回、令和８年度目標増殖量の設定を御審議いただくものです。 次の表は増殖指針で示した年間の増殖量でございます。表の左、漁場名とありますが、埼玉県内を９つの区域分けをし、共第１号から９号まで、それぞれの魚種ごとに放流量を示しています。なお、ＫＨＶの関係で放流できないコイは産卵床を造成して増殖します。 次は各漁場の漁業権者と漁業権魚種を示した表です。各漁場は複数の漁業権者が共有しています。たとえば、共第１号は埼玉中央漁協と秩父漁協との共有漁場であり、あゆ、ます類などの魚種を対象として、漁業権が免許されています。県内の９漁協のほか、都県境である共第７号・８号では東京都の、共第９号では群馬県の漁協も漁業権者となっています。 次の図は漁場の区分けを赤線で、各漁協の管轄を色分けで示したものです。先ほどの共第１号は荒川上流から鴻巣市大芦橋までが秩父漁協から埼玉中央、その下流から川口市の笹目橋までが共第２号、入間川、越辺川、都幾川が３号、小山川、福川が４号、中川、元荒川、大落古利根川が５号、渡良瀬川が６号、東京都と接する成木川などが７号、東京都と接する荒川下流部が８号、群馬県と接する神流川、利根川が９号となっており、共有漁場として、それぞれの漁協が管轄しています。 令和８年度の目標増殖量（案）の策定に当たっては、先ほどの増殖指針による増殖量と、漁業権者である各漁業協同組合が漁獲量等を勘案して作成した令和８年度の放流計画を基に作成しています。複数の漁業権者が漁場を管理しているため、増殖を分担して目標増殖量に達するようにしています。すべての漁業権漁場において、増殖指針に示す増殖量以上の計画となっています。 なお、令和７年度の増殖実績をまとめました。黄色の箇所が目標増殖量の 80%を下回っている魚種です。魚種によっては目標増殖量に達していない漁場があります。要因としまして、ウナギについては、近年の資源量減少に伴い、放流用種苗の入手が難しいこと、ワカサギ卵放流については、全国的な供給不足により、入手ができなかったこと、共第４号のウグイ、オイカワ、コイ、および共第６号および共第９号のコイについては、産卵床設置の担当者が体調不良により実施できなかったことにより、目標に達しなかったものであります。 厳しい状況が続いておりますが、漁協に対しましては、目標増殖量が達成できるよう、水産研究所や県漁連と連携して、増殖方法の指導や、種苗

	購入先の調整などを行ってまいります。 以上で、目標増殖量についての説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。それでは委員の皆様から、御意見、御質問等ありましたらお願いします。 御質問御意見がないようですので、第 1 号議案を承認してよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは本号を決定することといたします。事務局で事務を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 続きまして、審議事項第 2 号議案、**「埼玉西部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」**事務局から御説明をよろしくお願いいたします。
事　務　局	審議事項第 2 号議案について、説明させていただきます。 「埼玉西部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」です。 遊漁規則の変更の手順です。第 426 回委員会で事前協議を頂きましたので、組合の総会を経て、県に本申請が提出されました。これを受けて、漁業法第 170 条第 4 項に基づき、埼玉県知事から委員会に諮問があったものです。本日の審議を受け、答申をいただきましたら、変更認可の手続きと、公示を行う予定となっております。 次は委員会に提出された知事からの諮問でございます。 組合から知事に提出された変更申請書の写しでございます。 変更箇所、変更内容及び変更理由です。変更箇所は第 3 条第 3 項になります。 変更内容は、文言では少しわかりづらいので、次のページの新旧対照表でご説明させていただきます。先に変更理由について説明いたします。温暖化の影響により、春の水温上昇が早まるとともに、秋の水温下降が遅くなったことから、アユの生育期間が延びる一方で産卵期は遅れています。遊漁者や漁業者からは、生育の早まったアユの早期利用と、漁期終了後も下降せず、川に残るアユの有効活用のため、投網の期間を延ばして欲しいとの要望が組合に多く寄せられております。これらの要望に応え、魚類資源の有効活用と漁業振興を図るため、投網の遊漁期間の変更を申請したい、というのが変更の理由となっております。 次は新旧対照表になります。第 3 条第 3 項を御覧ください。右側の旧規則では、遊漁期間の表記は、「11 月 1 日から翌年 7 月 31 日までは、釣り以外の漁具･漁法を使用して遊漁をしてはならない」となっておりますが、

	これを「ア　漁具・漁法」と「イ　期間」の表形式とし、このうちの投網について、従来の８月１日から 10 月 31 日までであったものから、遊漁期間を前後約半月増やした「７月 15 日から 11 月 15 日まで」に改めるというものです。そのほかの漁具・漁法については、表記は変わりますが期間の変更はございません。 埼玉西部漁業協同組合では、令和８年３月 29 日に開催した通常総会におきまして遊漁規則の変更について、可決の決議を得ています。また、今回の変更は、漁具・漁法に新たな制限を加えるものではないことから、遊漁規則の認可の要件である「遊漁を不当に制限するもの」には当たらず、認可が順当と思われます。事務局からの説明は以上となります。本件につきましても、御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　　長	以前の事前協議においても既にご覧いただいているものですが、委員の皆様から御意見・御質問がありましたらお願いします。 他に御意見はないようですので、第２号議案を承認してよろしいでしょうか。それでは異議なしとして答申することといたします。事務局で事務を進めてください。 続きまして、東京都知事から諮問のございました**「東京都内共第１１号第五種共同漁業権の遊漁規則の変更について」**事務局から説明してください。
事　務　局	続きまして、東京都知事から諮問のございました「東京都内共第１１号第五種共同漁業権の遊漁規則の変更について」御説明します。 前回、第 428 回委員会で事前協議を行い、本日審議となります。 この漁業権は、江戸川に設定されている漁業権です。４つの漁業協同組合が共同で漁業権免許を受け、漁業と漁場管理をしています。 江戸川の漁業権の免許権者である東京都知事から、埼玉県域を流れる江戸川について、漁業法第 170 条第４項に基づき、当委員会に意見が求められました。 東京都に提出された変更認可申請書の写しです。 変更理由書です。近年、漁業権魚種の遊漁に係る問い合わせが増加しており、遊漁者の需要に対応するため、電子遊漁券を導入したい、これにより、紙媒体に比べ管理コストの削減が期待できるほか、遊漁料収入の増加が見込まれるため、というのが理由になります。 新旧対照表です。変更箇所は電子遊漁券の導入に関係する部分であり、第２条第２項、第６条第２項、第７条第１項、第２項の各条文に「オンラ

	インシステム」という言葉が追加されています。 次は現在の遊漁規則になります。 御審議のほど、お願いいたします。
議　　長	委員の皆様から御意見・御質問がありましたらお願いします。 御意見はないようですので、第３号議案を承認してよろしいでしょうか。 それでは異議なしとして答申を進めることといたします。事務局で事務を進めてください。 続きまして、審議事項第４号議案の**「生きたままのコイの持ち出し及びコイの持込みの承認申請」**について、事務局から説明してください。
事　務　局	国立研究開発法人　水産研究・教育機構から提出されました、「生きたままのコイの持ち出し及びコイの持込みの承認申請」について御説明します。 本申請は、現在申請準備中で、一部不足している書類がありますが、試験が７月からと迫っており、試験の内容は申請書案通りとなるため、事前に御審議いただきたいと思います。 国立研究開発法人　水産研究・教育機構からの承認申請書の案です。この申請は、水産研究・教育機構が、ウイルス性コイ浮腫症に関する調査のために、コイの持ち込み及び持出しを行うものです。試験予定地は、熊谷市の福川で、生けす網を設置し、コイの飼育試験を行う予定となっています。実施時期は７月中旬から下旬です。これはKHVが発生しやすい水温18－25℃を超えた時期ですので、KHVの発病がしにくい時期となります。 試験の計画です。持ち込みのコイは、水産研究所で採卵・飼育し、PCRでKHV陰性を確認した個体群を用い、試験終了後は、焼却又は埋却による処分を行う予定です。 現在、告示されている、委員会指示となります。 ここからは、承認申請の取り扱いについてでございます。第２号の除外目的は、（１）の試験及び調査研究の場合に該当し、第３号の適用範囲は、（１）の試験及び調査研究を行う公的機関に該当します。第４号の持ち出しの基準については、試験終了後、持ち出したコイは焼却又は埋却による処分となり、水産研究・教育機構における試験中の排水は消毒し排出する計画となっています。第５号の持込みの基準については、本県水産研究所で採卵から育成まで行い、コイヘルペスウイルスの検査を行ったコイ群を使用する予定となっています。

	申請書が整い次第、事務局で審査を行い承認してよいか伺います。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
議　　長	どうもありがとうございます。私から一点よろしいでしょうか。県の方でも調査をされるかと思いますが、そことは場所は違うのでしょうか。
水産研究所	一昨年と昨年に水産研究所が飼育試験を行っていた場所ですが、今年計画している場所は違う場所です。
議　　長	どうもありがとうございます。それでは申請書類が整った際に事務局で審査を行い、承認することといたします。事務局で事務を進めてください。 続きまして、協議事項第１号議案の**「遊漁規則の変更について（事前協議）」**、事務局から説明してください。
事　務　局	協議事項（１）遊漁規則の変更について、事前協議の御説明を申し上げます。 今回の委員会には、埼玉県北部漁業協同組合と児玉郡市漁業協同組合からそれぞれ遊漁規則の変更について事前協議書が県に提出されております。 遊漁規則の変更手順になります。両組合の申請を受けて、本日は赤枠の事前協議をさせていただきます。 まずは埼玉県北部漁業協同組合から埼玉県知事に提出された遊漁規則変更事前協議書です。 変更箇所は電子遊漁券の導入に関係する部分でございまして、先ほど審議いただきました、東京都内共第 11 号遊漁規則の変更とほぼ同じになります。各条文に「オンラインシステム」という言葉を追加するもので、これによって遊漁券のインターネット販売を可能にできるものとなっています。変更理由としては、「地元釣具店の廃業や組合員の高齢化により遊漁券の売り場が減ったことによる遊漁券の売り上げの減少」に対抗し、インターネットによるキャッシュレス販売を導入することで遊漁者の利便性を図り、遊漁券の売り上げ増加を後押しし、組合経営の安定化を望むというものです。 新旧対照表をつけております。以上が埼玉県北部漁業協同組合の遊漁規則の変更協議になります。 続きまして、児玉郡市漁業協同組合から知事に提出された遊漁規則変更事前協議書です。 児玉郡市漁業協同組合の変更箇所も電子遊漁券の導入に関係する部分

	であり、各条文に「オンラインシステム」という言葉を追加するものです。変更理由もほぼ同じく、組合員の高齢化による遊漁券の売り上げの減少と、インターネット等の普及による電子券ニーズの高まりへの対応です。 新旧対照表をつけております。 説明は以上です。御協議のほど、お願いいたします。
	委員の皆様から御意見・御質問がありましたらお願いします。他に御意見がなければ、協議内容を参考に事務を進めてください。 続きまして、協議事項第２号議案の「**外来魚再放流禁止の委員会指示に関連する意見交換**」です。 事前に委員のアンケート結果が送付されたのは今週でしたよね。前回は子供という論点があって、各委員のご意見を伺うことができなかったので、本日は各委員よりまずはご意見をご紹介いただきたいと思います。アンケートに沿った形でも結構ですし、ご自身の意見について２～３分、５分程度でご説明をお願いいたします。それでは、座席順に各委員よりお願いいたします。
委　　員	再放流の禁止は自分としては賛成です。釣りから離れてしまうかもしれませんけど、アメリカにイエローストーンという国立公園があります。豊かな生態系があってオオカミがいましたが、家畜のために駆除されてオオカミがいなくなりました。その後、シカが爆発的に増えて、植生が失われ、草木がなくなったことで洪水が増えました。今度、カナダからハイイロオオカミを導入しました。それによってシカが減少して、ビーバーが帰ってきました。ビーバーがダムを造ることで洪水が減り、生物の生息範囲が増えました。 日本でもある話で、ニホンオオカミも同じように 1905 年に奈良を最後に絶滅しています。この教訓はいるべきものはいなきゃならない、いちゃいけないものはいちゃいけないということです。まとまらないようですけど、外来種の再放流禁止には賛成です。
議　　長	ありがとうございます。質問は個別に受けず、まず全委員にお話しいただきたいと思います。
委　　員	管轄内にある沼がありまして、ヘラブナ釣りとバス釣りが共存しています。バス釣りの方から遊漁券もいただいているので、漁協が定めるところであれば場所を区切って再放流は禁止しないという枠組みができないかと考えています。

委　　員	管轄内ではある湖でワカサギ釣りとヘラブナ釣りを主にやっております。外来魚だとブルーギルが多くてバスもいます。ワカサギの釣り人が一番多く楽しみにしているので、外来魚は駆除に賛成します。
委　　員	管内は開かれた水域が多くて東京湾からの魚が上ってくるので、こんな魚が戻ってきたの？と思うことがよくあります。日本の在来の魚が多いと思いつつ、ブラックバスを釣る人もいるなあと思います。バス釣りの人に年券を買ってもらっており、買ってもらったお金でその分ほかの釣り師が嗜好するヘラブナやウナギを購入し、できたら東京湾のアユの種苗を買っていきたいと思います。 外来魚を敵視するのではなく、遊漁は釣りの醍醐味を楽しませるのであって、チョウを採ってもその場で観察して離すように、観察会のように観察したらその場で離すことをやっているので、野生動物の付き合い方の一つとしてブラックバスをその場で放すのもありかなあと個人的には思います。一方、ほっておくと増えてしまうのでなんらかの個体数削減をしなければならないとも思います。クマやアライグマのように捕獲免許という形式で対策している一方、魚に関しても組織化して個体数を削減する方策をとるべきだと感じます。釣りした方に処分させるというのはどうかなあとも思います。
委　　員	漁業者の現場の意見として意見を述べさせていただきます。結論としてこれまでの委員会指示の対応を支持します。川や湖の状況は地域によって変わると思いますが、その地域を継続的に管理していくことに意味があると思いますが、一度規制していたものをゆるめてしまう反動は決して小さくないと思います。 今日の勉強会で見られたダム湖では一昨年からバス釣りが解禁されて、連日お祭り騒ぎになって一部の方がバスをリリースされていました。監視員の皆さんに熱心に活動いただいて、再放流されなくなったのですが、一番伝えたいのはその監視員の方々はバス釣りの方々なんですね。バス釣りを愛しながらほかの在来魚の釣りとも共存して守っていきたいと考えているようで、釣り人に丁寧に繰り返し説明いただいて理解を頂いています。バス愛好家の監視員の方々は今日もお話しいただいておりましたけど、非常に熱心に取り組んでいただいております。敵対ではなく、話し合えばわかると思いますので、丁寧な説明と啓発を続けていくことで理解を得られると思っています。 お子さんについては、前回の委員会でご紹介いただきました。たしかに

	子供がかわいそうと思うのは自然なことだと思いますが、この問題は感情だけでなく地域の環境ということもあると思います。子供たちに伝えるべきことは、命の大切さだけでなく、人が持ち込んだものをどう管理していくか、責任を持つかということだと思います。シカやクマだけでなく、処分するということだけにとらわれるだけでなく、回収、たい肥や家畜のえさ等、地域全体で考えていくことができると思います。漁協では親子向けの釣教室を行っておりますが、子供たちは在来魚に興味をもってくれています。漁協でも外来魚について説明しておりますが、親子ともに熱心に聞かれています。環境教育は継続的に行う必要があると思います。 　最後になりますけど、漁業協同組合には在来魚、資源の保護増殖の使命があります。外来魚は特定外来生物である一方、レジャーで利用されており、レジャーで利用する側と資源の管理責任を持つものでは事情が異なるが、人が持ち込んだものは人が責任をもって管理しなければならないと思います。生物多様性条約や外来生物法といった、地域固有の生態系を守る法制度があり、守っていくことが重要だと考えるので、今後も現場に即した委員会指示の運用がされるように希望します。
委　　員	なかなか難しくて奥が深い問題に踏み込んでしまったと思っていますけれど、私が初めてクマに出会ったのは今日のダム湖がある谷でした。ダムも二次的な自然なので、今日のダムもワカサギがもともといたのかというと、ワカサギも人によって持ち込まれたものです。生物多様性やバランスを取りながら考えていく、各漁協の実情と地域に沿った委員会指示であるべきだと思うんです。しかし、委員会指示は埼玉県全域にかかるものなんですよね。今日のダムは勉強になったし、スモールマウスバスがたくさんいる状況もわかったし、組合長の減らしたいという気持ちもわかります。各地域にあわせた運用ができればと思います。 　ただ、私が一番宝だと思っているのは子供さんたちです。今日お集りの皆さんも幼少期の体験があったのだと思います。そのきっかけをつくってくれる子供達にも委員会指示を決めてしまうと対象になってしまう。荒川や入間川だと一番簡単に取れてしまうのが、残念ですがブルーギルやコクチバスなんです。この指示は釣り人しか考えていないようにしか思えないですが、子供や少し釣りをする人が一番釣れる可能性があるのは外来魚なんです。難しい問題を子供達や親御さんに直面させるのをなんとかできないかということで、私はバスを擁護したい、ブルーギルが大好きということではありません。18 歳以下を除ければいいですし、それ以上に思うのは漁協によって状況にあわせた判断ができればいいと思います。埼玉県全

	体とならなければいいと思います。
委　　員	指示の対象となる外来魚は４種類いますけれど、生息状況・分布状況・被害状況のデータがあるべきだと思います。前回と本日の勉強会に対する自分の理解が正しければ、勉強会を踏まえたうえでまだ解除するべき状況ではないと私は考えます。 オオクチバスは一時期より落ち着いたという声もありますが、今の状況では規制を緩和させるのではなく、現状の委員会指示を継続していったほうがいいと考えます。 子供についてはアンケートにも書きましたが、子供に処分させるのは難しいと思います。現実的には、保護者や管理者等の周りにいる大人の方が対応するなど配慮が必要だと考えます。子供たちに外来種の問題、多様性を守っていくことについて理解していただくのは重要と考えていて、一番大切なことだと思っています。午前中も聞きましたが、子供たちも理解力は大変高いので、一つ一つの事実を丁寧に説明していくことが重要だと思います。 補足ですけれど、学校の教科書でもとりあげられておりまして、小中高と発達段階に応じて内容は違うんですけれども、学校教育でも勉強ができる形になっているので、外来生物についてお伝えしていくべきだと思います。釣りのイベントや体験活動にも小中学生は多く参加されていて、私も関わったこともありますが、外来魚の駆除や活動にあたっては丁寧な説明がされていると理解しています。また、そういったイベントでは外来魚を回収してくれることが多いんですよね。回収してくれない事例は私自身は把握しておりませんが、イベント側が回収してくれることがポイントだと思います。料理とかでもいいですけど、大人でも処分には抵抗があると思うので、参加者の負担が軽減される仕組みがあるといいのかなと私自身も思っています。 回収いけすやボックスを設置されていて、防除の効果が上がっているという事例もあると理解しています。子供大人に限らず外来種問題、在来種保全についてわかっていただけるように取り組んでいく必要があると思いますし、リリース禁止の指示が機能するような枠組みが必要だと思います。
委　　員	この件については、さまざまな立場からのご意見があると思います。 私の結論は委員会指示は現行のまま維持することが適当だと考えています。勉強会では漁協の方から在来種の増殖と外来魚の再放流は相いれず

	指示が解除されたら不安であるというお話をいただき、遊漁者団体からは河川環境、水環境の保全が重要だというお話をいただきました。委員からのご意見には、駆除を行いながら再放流が可能なのは不合理であるとの意見が多く、これが本質なのではないかと思います。また、外来生物法では外来生物対策の基本は拡散させないこととなっています。 委員からのご意見では、規制をゆるめる根拠が見当たらない、ゆるめるには根拠が必要だというご意見も多数見受けられました。このような状況で、指示の対象魚種や水域を見直すのには慎重であるべきであり、現時点で合理的な理由は不十分だと考えます。お子さんについては、多くの委員からご指摘があるように問題として受け止める必要があると思います。この点についても、複数の委員がおっしゃっているように、年齢で制限を設けることは制度の実効性の担保に課題があると考えます。 方向性としては、再放流の禁止は継続しつつ子供に処分させない仕組みづくりだと思います。子供に処分させるのが酷というのはよくわかるので、保護者が処分するのか、回収ボックスを設置する、イベントで回収するとかの対応が必要だと思います。 ただ、教育の観点から命を大切にするのと、再放流を禁止するのは相反するものだとは思いません。丁寧に説明することが重要だと思います。釣りをなさっている方のルールの見直しより、ルールや仕組み作りの課題かと考えます。 まとめますと、制度を見直すというよりはどうすれば現場で指示がより守れるのかを考える段階にあるのかと思います。守られないからゆるめるのではなく、どうすれば守られるのかの運用を考えるべきだと思います。委員会指示を維持しつつ、運用面について整え、合意形成を図っていくことが現実的な方法だと考えています。
委　　員	よろしくお願いします。これにつきましては、今現在４魚種に対して指示が出ているわけですけど、外来生物法ではキャッチ＆リリースが認められている中、埼玉県はダメとしています。規制をかけた最初のスタートを考えますと、それだけ埼玉県では魚類資源の減少や環境への危機感が非常に強かったんだと思いますね。それを踏まえて、はたから見ると厳しすぎるのではという規制に至ったのだと思います。 現状、オオクチバスは昔に比べると減ったという話はたしかに聞きます。ただ、オオクチバスはまだ採れますし、コクチバスもブルーギルも同じですね。それを考えると、今現在では規制を緩めてもいいと裏付ける資料もないのではないかと思います。そういう状況で規制をゆるめるのは妥

	当性を欠くのかなあと思います。やはり４魚種は指示を継続していくのが妥当ではないかと考えております。子供には処分するのはかわいそうだという意見もございます。たしかにそのとおりだと思います。かわいそうなのは子供だけではないと思います。大人でもそう思う方はいると思います。どれくらいの年齢に配慮するのかというお話になるとそれもまた難しいと思います。配慮についての対応は運用になりますので、委員会よりも県の方で十分検討いただいてより良い方向にしていただくのがいいと思います。まとまった意見ではございませんが、以上です。
委　　員	私も内水面漁場管理委員会指示は継続していくべきだと考えます。捕っても捕っても減らないという中で、今どういう状況にあるのかをもっと見たうえで考えていくのかなあと思っています。いきなりやめてしまうと、爆発的に増えてしまう懸念もあるのではないかと思います。私は魚ではなく、観光に従事するものとして、市にはいろいろな川の源流があるので、清掃活動や聞いたことあるかもしれませんが、エコツアーなどの保全しながら楽しむ活動もしています。子供たちに日本本来の景色を残してあげたいという思いがあります。外来魚が増えた結果も考えつつ、管内でキャッチ＆イート、刺し網でとって食べるというツアーもやってました。親子にもなぜ食べているのかを少しずつ教えていく、小さいうちから正しい教育を行っていかないといけない、みんな知らなくなってしまうと思います。私も外来魚を詳しく知らなかった時代もありましたし、在来魚のヤマメやイワナはいなくなってしまうし、本来の自然は重要というのもわかる一方、処分がかわいそうというのもわかります。市内では頂いた命を大事にしようという考え方で駆除した鹿のジビエ利用も教えている団体があります。幼い頃からなぜそうしなければならないかを教えることが重要であり、多くの団体は将来、いい自然やいい将来を残していきたいという思いがあって活動されていると思うので、一つの部分ではなく全体を見て教育をしていくべきなのだと思います
議　　長	会長ではなく、一委員として言わせていただくと、外来魚は人に持ち込まれて管理できなくなって増えてしまい、外来生物法ができたのだと思います。釣りの行為とキャッチ＆リリースは一体のものだと思っていたんですけれども、考え方として県民の方々に外来魚駆除を手伝ってくださいと言う趣旨であれば、この指示も無理ないのかなあと思います。駆除をしながらキャッチ＆リリース禁止にするのは合理的である一方、キャッチ＆リリース可能と駆除を行うのは妥当性に欠けると思います。みんなで対応し

	ていくという考え方であれば委員会指示は妥当であると個人的には考えます。 地域についても、オオクチバスが減っているのであればオオクチバスをやめようというのもあるのかもしれませんけど、被害がないというのが前提になると思います。そうはいっても、水はつながってしまってますんで、やるのであれば完全に物理的に遮断されている場所ならいいんですけど、一体で管理するので一方で対策して一方で対策されていないということもできないと思います。この委員会は漁業調整や漁場の保全を目的にしていると思いますので、被害に関するデータはないのかもしれませんが、今日のダムを見てしまうと被害はあるのかなあと思います。 子供については、心に傷を負わせるわけにもいかないので、配慮が必要だと思います。回収や教育もすごく大切だなあと思います。教育という目的であれば在来魚も含めてすべて戻すのもいいのかなあとちょっと思うんですけど、委員会に出てきた際に教育とはどの範囲なのか、どういう基準でどう認めるのかというのが難しいんですけど、教育であれば認めるというのは一つの方法として考えます。今日思ったのは、漁業者の方の意見も聞きましたし、多数決はなじまないと思うので、勉強会という形で必要であればもっと多くの意見を聞いてもいいのかなあと思いました。今日結論出さなくてもいいんですけど、2月には結論を出さなくてはいけないので、まだ時間もあるので意見交換にうつりたいと思います。
委　　員	漁協管内で親子連れが大きい魚を釣っていたんですね。見てみるとバスだったんですね。子供は大はしゃぎで、内心まずいなあと思っていたところ、子供が「この魚は外来魚で日本にいちゃいけない魚なんだよね」と言ってたんですよ。親が教えたんだと思うんですよ。その人は本来は餌釣りだったので、オイカワやウグイといった在来魚を狙っていたんだと思うんですよ。だから子供にもそうやって教えていたのだと思います。そういう意味では、生態系とか難しいことではなくて、この魚は外来魚でメダカとかを食べちゃうんだよとある程度かみ砕いて教えてあげれば子供もわかると思うんですよね。その辺が調整できていければいいと思います。
議　　長	各委員よりご意見いただきましたが、これから議論に入りたいと思います。アンケートには大きく2つの質問がありました。この2つを切り離して「子供については配慮が必要」という意見が多かったので、まずは漁場管理という観点から議論していきたいと思います。まずは指示の対象区域ということで、漁協単位や沼といった閉鎖水域の単位があると思います

	が、区域について皆様はどうお考えでしょうか。私個人の意見だと水はつながっているので、一方で管理して一方で管理しないというのは違うと思うのですが。
委　　員	寄居の円良田湖というところに行きましたけど、そこは漁協の管轄外だと思うんですけど、バスがいるんですよね。そういう場所にも指示は適用されるのでしょうか。
事　務　局	公共用水面であれば適用されます。
議　　長	ダムであればある程度は閉じた水域なのでしょうか。
委　　員	ダムだと放水があると逃げちゃうんですよね。本によれば、埼玉県では下久保ダムに最初に外来魚が入っているというので、利根川水系に逃げちゃったわけですよね。
議　　長	水がつながっている以上は移動がありますよね。
委　　員	最初に人の手はあるのかもしれないですが、管理しきれずに自然分布とも思えるのでどうするのかなと思います。
委　　員	自分が一番最初に見たのも下久保ダムで 45 年前には見ているんですよね。
委　　員	私が見ている本でも昭和 50 年にはいたというのが書いてあります。
委　　員	自分も下久保ダムは毎年見ていましたが、ある年急激に出てきたんですよね。オオクチバスなんですよね。爆発的に増えたんですよね。
委　　員	埼玉県で導入後 50 年経過して見つかったので、既に導入されて 100 年以上経過しているので、日本として定着しているような地域もあると思うんですよ。
議　　長	アユは遡上してくるので下流側で捕食されてしまうと思いますが。
委　　員	先ほどのダムにも大きなコイがいましたけど、バスはそこまでスーパーな魚というわけではないので、卵を守っても大きなコイには食べられるわけで、100 年経過するとどこかしらでバランスが取れていると思うんですよね。

委　　員	閉鎖水域だとバスが入ると在来魚が劇的に減りますからね。川に入ると行き来ができるので、被害が見えにくいんですけどそれでいいのかという話ですよね。いずれにしても、子供と再放流禁止は別々に考えたほうがいいですよね。捕食者の肉食魚である以上、食べられる魚が絶対にいるわけですから。管内の河川でもオイカワがバスに追いかけられている光景を日常的に見ます。
議　　長	まずは被害や水域について議論してから、子供への配慮について議論したいと思います。
委　　員	人間がバスの捕食者になればいいのですが、今は生きたまま泥抜きのために持ち出せないんですよ。漁業者から言わせれば利用が制限されているんです。
委　　員	生物防除ができればいいんですけど、バスは大きいのでそれも無理ですよね。数を減らすには人の手を介さないとならないわけです。バスとは違うんですけど、外国産のミズワタクチビルケイソウが槻川で見られるんですよ。これは水面を覆ってしまうんですよ、そうすると水生昆虫が減るんですよね。小魚の餌がなくなってしまうが、個人ではどうにもできない。 ニュージーランドでは日本のワカメが船のバラスト水で外来種になっているんですよね。ニュージーランドに行った時にはジャパニーズインベーダーと言われて肩身が狭かったですよ。
議　　長	バラスト水は最近は滅菌処理するようになっていますよね。 前の付帯決議でも閉鎖系で管理できるならいいよという内容だったと思いますけど、そういった区域はあるんでしょうか。あるいは、そういった区域を目指している漁協さんはあるのでしょうか。遊漁者団体さんからもそういう場所があればというお話だったと思うんですけど。
委　　員	ゾーニングという考え方ですが、川は無理ですよ。増水したら逃げますから。
議　　長	調節池を釣り堀にという発想はあるんでしょうか。
委　　員	持ち出される危険はありますが、完全な閉鎖水域ですよね。そういうところならいいんじゃないでしょうか。今朝の新聞でもムサシトミヨが出ていましたけど、これは日本では元荒川だけにいるんですよ。湧き水で水温20 度以下くらいのところにだけいる魚で、新種になったんですよ。万が

	一、そんなところにコクチバスが入るものならひとたまりもないですよね。
委　　員	リリース禁止の決まりを委員会指示で作りますよね。今日の午前中の勉強会でも見ましたけど、あの湖はかなり特殊な事例ですよね。ダム湖なので監視の範囲が決まっている。川は広大ですから、リリースしないように監視するのは漁協の負担が大きすぎてできないと思います。みんなが守ってくれていない決まりになってしまっているから、釣り人が悪い人という図式になってしまうのが一番心苦しい部分でもあります。これは子供とは関係ないです。漁協の年券を買ってくれていて漁協にお金を落としてくれています。委員会指示を続けるとすれば午前中の湖は特例だと思ってください。皆さん、リリースしていませんか。
委　　員	バスを釣る人はバスを釣りたいわけで、自分の首が締まってしまうので絶対リリースしないと思いますよ。
議　　長	実効性がないから指示を出さないんだという議論になってしまうと議論になりませんから。
委　　員	実効性があるような文言に変えようという考えです。
議　　長	啓蒙だとか、保全の姿を教えるとか、この指示は　在来魚の保全に向けて外来魚の駆除に協力してほしいという我々のメッセージですから、川のあるべき姿のために実効性があるという前提で議論しましょう。
委　　員	なくすのではなく、あまりにも実効性がないので、文言を変える必要があるのではということです。あまりにも厳しい制度だと守ってもらえなくなってしまいますから。 皆さんに気にしてほしいのは、実際には守られていないので、守られないものを出し続けていいのかということです。この指示で実際にバスが減っているのかも考慮しないといけないと思うんですよ。バスの量は変わっていないので。ここまで話に出てきた処理ボックスもやったことあるんですが、２カ月でギブアップしました。バスと亀の悪臭で耐えられませんでした。机上の空論で言うのはいいんですよ。ただ、誰がやるのか、実効性とは、できもしないことを決めていいのかと思うんですよ。
議　　長	指示の文字を触るのではなく、例えば啓蒙ということですか。どうすればいいのでしょうか。

委　　員	だから皆さんのお知恵を借りたいわけですよ。そこをただこのまま同じ文言で続けても、正直言ってみんなが守らないよねっていうのが私には見えてるので。
議　　長	メッセージとしてはいいと思うんですよね。駆除もしているので、皆さんも釣ったら駆除してくださいというメッセージに私は違和感はないです。
委　　員	メッセージは伝わらないと意味がないですよね。
議　　長	メッセージを伝える方策の一つとして啓蒙があるのかもしれません。我々のスタンスは減らしていきましょうということで、メッセージの実効性を持たせる工夫は行政や団体も含めて考えていくんでしょうね。
委　　員	リリース禁止より釣ったら食べましょうと言う方がいいのかもしれませんね。外来生物法が障害になりますが。管内で釣れたブラックバスを食べましたが、臭くなかったですよ。
委　　員	そちらのほうが易しいかもしれません。私もリリース禁止と書くよりも釣ったら食えと書く方が良いかもしれません。食用で入れたわけですから。
委　　員	実際うまくいかなくてね。秩父イワナなんかも希少だからリリースしてほしいのに、釣ったら持ち帰られてしまうんですよ。生息場所によるんでしょうね。中流域のバスを食べたいと思うかどうかですよね。
議　　長	区域・水域の話に戻しますけど、そういう場所はありますか。つながっているので難しそうですが。
委　　員	連接一体となっている以上、区域・水域をわけて管理というのは現実的ではないと思います。ダムも放水されたら下に行ってしまいますから。そういう観点では、今の委員会指示の文言のままになると思います。
議　　長	完全に閉鎖されたため池みたいな区域ですよね。区域は難しいということで、魚種についての議論に移りたいと思います。被害がないならいいと思うんですけど、実際に魚がいる以上は食べてしまうので被害はあると思うんですよね。オオクチが減っているという話も一部でありますけど、魚種別のデータや見直す余地はあるのでしょうか？

委　　員	管轄漁協ではないですね。雑魚の資源状況は外来魚も在来魚もわからないですね。魚食魚だからなにかを食べているとは思いますが。
議　　長	よくわからないということですね。一部の委員からもありましたけど。被害の実態として、水産研究所からは前回の勉強会でも生態系にインパクトがあるというデータを出していただきましたが、いかがでしょうか。
水産研究所	よく知られている事例ですけど、琵琶湖では 20 年ほど前までは外来魚がたくさんいました。外来魚の駆除を続けていたら外来魚が減って、ホンモロコの漁獲量が 200 トンから 5 トンになっていたけど、最近では産卵も増えているというデータもあります。名栗湖でもワカサギは放流していないにも関わらず、今シーズンは最大の釣果でした。一方、名栗湖は駆除で千匹以上いたバスが昨年の夏は 100 匹以下になってました。この結果からは、コクチバスが駆除で減ったからワカサギが増えたということが考えられます。
議　　長	そうですよね。食べる魚が減れば食べられる魚は増えますよね。私の感覚だと一度駆除を始めると外来魚が一度一気に減って、在来魚が増えるとまた外来魚が増えてということになると思うんですよね。全体の魚の量が減ってしまったのかと思いますが。そのような中、駆除をやめたらどうなる、駆除をやったからどうなるというのを見るのは証明が難しいですよね。先ほど水産研究所からもあったように、データもなかなかとれないですし、エビデンスとして十分なものは難しいですよね。委員のところで魚種別の状況はどうですか。
委　　員	ラージもチャネルもうちはいないので、よくわかりません。
委　　員	管内は 4 魚種いますね。
委　　員	管内にブルーギルはいなくて、圧倒的にコクチでごく少数のオオクチですね。オオクチは流れに弱いのですが、台風 19 号以降は大水がないので、オオクチも少し残っている気がします。
議　　長	生態が違うので、魚種で抜くというのも難しいと思うんですよね。昔よりは外来魚が減ったという話もありますけど、川の中の魚全体が減っているようにも思います。
委　　員	山梨県の本栖湖ではレイクトラウトが新たな外来種として問題になっ

	ていて、ヒメマス漁が中止に追い込まれているんですよね。先ほどのイエローストーンでもイエローストーンカットスロートという固有のニジマスに近縁な魚類がいたんですけど、これもレイクトラウトに食べられていて問題になっているようですね。
委　　員	ある魚種を除いた際に、監視員は指示から除かれた魚種だと言われたら途端に対応できなくなってしまうので現場対応が難しくなってしまいます。
議　　長	魚種も難しいということで、子供の議論に移りたいと思います。子供に処分させるのは大変だということで、なんらかの配慮が必要だという意見が大勢だったと思います。啓蒙、回収ボックスとか。回収ボックスは難しいというご意見もありましたが、県の方で考えてもらうというのもいいと思います。
委　　員	条件付特定外来生物としてザリガニと同じような扱いにできないんですかね。
議　　長	それだと環境省への要望のお話になりますね。
委　　員	一番危惧しているのは子供だけで釣りをしている状況です。埼玉県もカワガキの活動の成果かもしれませんけど、子供だけで川に行く状況というのはあるんですよ。啓蒙が大事なのはわかるんですけど、子供達だけで魚を〆てと、私ならできるけど、今の子供にやらせるのは、釣りをしたいと思う子供たちの気持ちに水を差すことになるので、もったいないと思うんですよ。必ずしも大人がいないこと、そういう状況にあることを委員の皆さんには頭の片隅においてほしいと思います。自分たちだけで川に行くなんて、そういう子供達って宝じゃないですか。多くの漁協で小中学生は無償になっているじゃないですか。子供への釣りを奨励しているわけじゃないですか。子供と大人は違うじゃないですか。次にじゃあ何才ならいいのかと聞かれそうなので、子供の権利条約の 18 歳を基準に出します。
議　　長	年齢制限というのも一つのアイディアですよね。事務局にも揉んでもらいますかね。先ほどもある委員からありましたが、委員会で考える内容でもないと思いますので。今日は配慮が必要というのは一つの結論になったので、今日はアイディアを出していただいてそれを県で検討していただくことにすることもできると思います。18 歳の年齢制限、啓蒙活動もイベ

	ントや釣り教室とか今日の勉強会でもたくさん出てきましたよね。回収ボックスも実際は難しいということでしたけど、アイディアとしてはいいと思うんですよね。色々な課題はありますが、私は教育目的のイベントであればほかの在来魚と一緒にリリースという方法もあると思います。教育関係委員でご存じの事例はありますか？
委　　員	学校教育における取り扱いを調べたのですが、小学生の理科では外来生物にあまり触れられていません。多自然川づくりやマイクロプラスチックは触れられています。多摩川の事例として、外来生物が多い多摩ゾン川という言葉はでてきます。「神奈川では外来生物の駆除や清掃活動、生物の環境を確保するための活動を行っています」という記載と写真もあります。 中学校になるとほとんどの教科書で外来生物について触れられています。このため、義務教育では学ぶことになります。印刷会社によって内容は異なりますが、「君ならどうする？」といった問いかけを行っている教科書もあります。外来生物がどのように持ち込まれたのか、どんな影響があるのか、飼っているペットが飼えなくなったらどうするのかを考えさせるようなものもあります。生物多様性の保全とあわせて、すべて見たわけではないですが、ほぼ中学生では取り扱っていると思います。中学生になると駆除という言葉も出てきます。 高校になると生物基礎というほとんどの生徒が学ぶ科目になりまして、より多くのページを割いて外来生物が取り上げられています。琵琶湖の例が取り上げられて再放流禁止の条例も触れられている教科書もあります。取り上げられているのはオオクチバスが多いと思います。外来魚に加えて哺乳類や植物も取り上げられているので、学校教育ではかなり取り上げられていると思います。
議　　長	ただ、釣った魚が外来魚かどうかがわからないことがあるわけですよね。
委　　員	漁協では、小型のヘラブナの放流はバスに食べられてしまうとヘラ釣り師から文句を言われるので、大型を放流するようにしています。在来魚であるモツゴが食べられても誰も気にしないんですけどね。希少種や絶滅危惧種ならまた話は別なんですけど。
議　　長	ヒアリのように人に危害がないと寛容なんですよね。ただ、ワンヘルスのように地球や生態系全体という観点では在来魚が食べられるのはマイ

	ナスですよね。そういった内容を知ってもらうのも必要なのかもしれません。ただ、子供の話は今日どれだけやっても結論が出ないと思うので、事務局の方でもんでいただけないですか。
委　　員	前回ＮＰＯの方にお話しいただきましたが、私のところでも子供絵画コンクールとかやっているのでわかるのですが、今の子供はＳＤＧｓ等も知っています。親が知っているからだと思うので、親の世代にもわかってもらう必要があると思います。
議　　長	先ほども親子体験会という話もありましたし、そこは子供に限定せず、親子として広くしましょう。
事　務　局	御意見ありがとうございます。子供に対しての周知、大人への啓蒙は重要だと考えております。制度を作る際には、制定の趣旨や背景を伝えることが肝要だと思っています。水産資源の保護に貢献できるようにどうすればよいかは考えていきたいと思います。
議　　長	それでは指示の検討の前にもう一回委員会があるので、次回までに事務局の方で検討いただきたいと思います。 続きまして、報告事項の「**令和８年度水産関係の施策について**」、事務局から説明してください。
事　務　局	報告事項（１）令和８年度の水産施策の概要について御説明申し上げます。 水産業振興総合対策事業は継続事業です。このうち水産業振興対策事業は水産行政の基礎的な事務を行うものです。持続的養殖推進対策事業は、持続的養殖生産確保法に基づく事務費で、水産研究所が魚病対策を行うものです。漁場管理委員会運営事業は、本委員会の運営を行うものです。 水産業活性化対策事業は継続事業です。 このうち漁場活性化対策事業は、遊漁者の動向実態調査と漁業協同組合の体制整備強化を図るものです。バス駆除等技術スキルアップ推進事業は、生態系に影響を及ぼしているバスの捕獲に関する技術実演と講習会の開催及び魚類資源の増殖のために、オイカワやコイ等の産卵床を造成する講習会を開催するものです。 魚影豊かな川づくり推進支援事業も継続事業です。この事業は、県内の河川を魚影豊かな川にして釣り人が多く訪れる環境を作り、河川等を利用する漁協の経営を安定化させ、漁協が行う放流量の増加を図り、また釣り

	人の増加を図る、良いサイクルを作るための事業です。おさかな増殖事業は、NPO 等が行う放流への助成や、釣り人に人気のあるワカサギを増やす取組を行うものです。 外来魚・カワウ駆除対策事業は、駆除や繁殖抑制業務の委託費と再放流禁止の啓発を行うものです。 次は、実際に事業を実施している水産研究所から、御説明いたします。
水産研究所	陸上養殖によるワカサギ生産技術開発事業につきましては、私ども水産研究所で取り組んでおりますので、私の方から御説明させていただきます。 初めに現状と課題ですが、近年本県においても、ウナギやチョウザメなど、陸上養殖システムによる養殖に取り組む業者が増えておりまして、話題を呼んでいる注目の技術でありますが、設備は飼育管理の課題が多くて、県に水質管理等の技術的助言を求める声がございます。 一方で、ワカサギ釣りに関しては非常に人気が高く、県内の各地に釣り場の名所があり、漁業協同組合がワカサギの卵を放流して、資源を増殖して維持している現状でございます。 しかし、この県内漁協が放流を行うワカサギ卵なんですけれども、県外のですね、卵供給元の不漁によりまして、確保できていないような状況が続いていて、今課題となっております。 このため県では、課題解決の方向性にございますとおり、陸上養殖に関する知見や技術を蓄積するとともに、陸上養殖システムでワカサギ親魚を育成し、採卵するまでの技術を開発することを目指すものとしたところでございます。 資料の右側、事業内容をご覧ください。本事業につきましては、①親魚育成技術の開発と、②採卵技術の開発、この 2 つの柱で構成されて取り組んでおります。 まず、①の親魚育成技術の開発では、水産研究所内に陸上養殖システムの設備を設置して、ワカサギの育成に最適な水温、栄養塩、酸素量、pH などの、飼育環境条件の検討を行うとともに、水質維持のための飼育量や、ろ過水量、ろ過材の選定を行い、ワカサギ親魚が生産できるよう、技術開発を行っております。 また、②の採卵技術の開発では、育成したワカサギ親魚から効率的に採卵する技術を開発するものでございまして、具体的には陸上養殖で育成したワカサギ親魚に、人工的に日照や水温、水質の変化など、刺激を与えて採卵を促す方法の検討をするものとしております。

	次に事業スキームです。 1年目ということで、令和6年度に陸上養殖の施設を整備させていただいて、2 年目 3 年目ということで現在技術開発の方に取り組んでおります。 この後4年目5年目には、卵の生産規模の拡大であるとか、安定生産を目指した実証試験を行い、5 年目の事業終期を迎えたいと思っております。 それ以降は、県の漁業協同組合連合会や、漁協と連携をして、普及を図っていきたいと考えております。 最後に事業効果でございますが、陸上養殖による生産技術の開発を行うことで、陸上養殖に関わる知見や技術を蓄積し、陸上養殖の事業者に対して、技術的な助言や支援を行うことが可能となり、県内の陸上養殖の安定生産に寄与するものと考えております。 また釣り場に放流するワカサギの卵が確保されることで、ワカサギ資源を増加させ、釣り人を呼び込み、水産業の振興等、地域の経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。 私の方から事業の説明は以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。ではただいまの報告事項に御質問御意見等ありましたらお願いします。 今年うまくいけば1500万粒とれるということですが、その卵はどうされるのですか？
水産研究所	基本的には親魚のサイクルを回すのに使います。
委　　員	どこから来たワカサギですか
水産研究所	去年から水産研究所で飼っている彩湖産のワカサギだったと思います。
議　　長	本事業については期待が高いと思いますので、大変だと思いますが頑張ってください。
水産研究所	陸上養殖の施設を動かすのには課題がありますが、先日もウナギの完全養殖がようやく事業化したという、宮崎かどこかの業者がニュースに出ていました。屋外で育つものを閉鎖された環境でサイクルを回すのがそもそも難しいという状況にありますが、頑張りたいと思います。
議　　長	漁協はかなりの量を買われているので、作れれば漁協も助かると思いま

	す。
委　　員	産地によって孵化率はかわるのですか。
水産研究所	孵化器で孵化させてますが、変わりますよね。将来目標にたどり着けるのか、水産研究所も期待されていることは承知しているので、応援いただければと思います。
議　　長	委員の皆様から御意見・御質問がありましたらお願いします。他に御意見がなければ、これで終了とさせていただきます。 それでは、本日用意された議題の全てが終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。 委員の皆様の御協力、誠にありがとうごあいました。
司　　会	会長ありがとうございました。また委員の皆様には、慎重な御審議と貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、第 429 回の内水面漁場管理委員会の会議を終了とさせていただきます。 なお、次回、第 430 回委員会は 10 月～11 月に開催を予定しております。引き続きよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。